

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

総務大臣 金子 恭之

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前																													
(書類の提出等) 第二百六条 法(第五章(第二節第三款を除く。)、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条(放送事業者及び基幹放送局提供事業者に係る部分に限る。))及び第八十条の規定に限る。) 又はこの省令(第四章(第三節の二を除く。))及び第五章の規定に限る。) 大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。 一 申請、届出、報告又は資料の提出(以下「申請等」という。) 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送(基幹放送局提供事業者にあつては、その基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送)の放送対象地域(当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。) 又は業務区域(これらの区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。))の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域)を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。 〔一 略〕 〔二 略〕 別表第六の一号(第64条関係) 地上基幹放送の業務認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 住所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第98条第2項の規定により申請します。 <table><tr><td>基幹放送の種類(注1)</td><td></td></tr><tr><td>基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)</td><td></td></tr><tr><td>希望する放送対象地域</td><td></td></tr><tr><td>希望する周波数</td><td></td></tr><tr><td>業務開始の予定期日</td><td></td></tr><tr><td>放送事項(注3)</td><td></td></tr><tr><td>基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)</td><td></td></tr></table>		基幹放送の種類(注1)		基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)		希望する放送対象地域		希望する周波数		業務開始の予定期日		放送事項(注3)		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)		(書類の提出等) 第二百六条 法(第五章(第二節第三款を除く。)、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。) 又はこの省令(第四章(第三節の二を除く。))及び第五章の規定に限る。) 大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。 一 申請、届出又は報告(以下「申請等」という。) 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送の放送対象地域(当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。) 又は業務区域(これらの区域が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。))の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域)を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。 〔一 同上〕 〔二 同上〕 別表第六の一号(第64条関係) 地上基幹放送の業務認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 住所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第98条第2項の規定により申請します。 <table><tr><td>基幹放送の種類(注1)</td><td></td></tr><tr><td>基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)</td><td></td></tr><tr><td>希望する放送対象地域</td><td></td></tr><tr><td>希望する周波数</td><td></td></tr><tr><td>業務開始の予定期日</td><td></td></tr><tr><td>放送事項(注3)</td><td></td></tr><tr><td>基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)</td><td></td></tr></table>		基幹放送の種類(注1)		基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)		希望する放送対象地域		希望する周波数		業務開始の予定期日		放送事項(注3)		基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)	
基幹放送の種類(注1)																															
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)																															
希望する放送対象地域																															
希望する周波数																															
業務開始の予定期日																															
放送事項(注3)																															
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)																															
基幹放送の種類(注1)																															
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)																															
希望する放送対象地域																															
希望する周波数																															
業務開始の予定期日																															
放送事項(注3)																															
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注4)																															

欠格事由の有無 (注5)	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	☐ 有	☐ 無
	特定役員 (同号ニ) (注6)	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合 (同号ニ及びホ) (注7)	☐ 有	☐ 無
	処分歴等 (同号へからルまで)	☐ 有	☐ 無

〔注1～注4 略〕

注5 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。

注6 別表第七の一号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注7 別表第七の一号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の二号 (第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)		
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注3)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数 (注4)		
業務開始の予定期日		
放送事項 (注5)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)		
欠格事由の有無 (注7)	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	☐ 有 ☐ 無
	特定役員 (同号ニ) (注8)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合 (同号ニ) (注9)	☐ 有 ☐ 無

欠格事由の有無 (注5)

☐ 有 ☐ 無

〔注1～注4 同左〕

注5 総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

〔新設〕

〔新設〕

別表第六の二号 (第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)		
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注3)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数 (注4)		
業務開始の予定期日		
放送事項 (注5)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)		
欠格事由の有無 (注7)		☐ 有 ☐ 無

[注 1～注 6 略]		[注 1～注 6 略]		[注 1～注 6 略]	
注 7 法第93条第 1 項第 7 号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。					
注 8 別表第七の二号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。					
注 9 別表第七の二号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。					
別表第六の三号 (第64条関係)					
移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書					
年 月 日					
総務大臣 殿					
郵便番号 住所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号					
移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第 2 項の規定により申請します。					
基幹放送の種類 (注 1)					
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注 2)					
希望する放送対象地域					
希望する周波数 (注 3)					
業務開始の予定期日					
放送事項 (注 4)					
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注 5)					
欠格事由の有無 (注 6)		□ 有 □ 無			
特定役員 (同号ニ) (注 7)		□ 有 □ 無			
議決権の割合 (同号ニ) (注 8)		□ 有 □ 無			
処分歴等 (同号へからルまで)		□ 有 □ 無			
[注 1～注 6 略]					
注 7 別表第七の三号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。					
注 8 別表第七の三号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。					
別表第七の一号 (第65条第 1 項関係)					

[注 1～注 6 同左]		[注 1～注 6 同左]		[注 1～注 6 同左]	
注 7 法第93条第 1 項第 7 号 (協会にあつては、同号イからハまでに限る。) の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付けること。					
[新設]					
[新設]					
別表第六の三号 (第64条関係)					
移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書					
年 月 日					
総務大臣 殿					
郵便番号 住所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号					
移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第 2 項の規定により申請します。					
基幹放送の種類 (注 1)					
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注 2)					
希望する放送対象地域					
希望する周波数 (注 3)					
業務開始の予定期日					
放送事項 (注 4)					
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注 5)					
欠格事由の有無 (注 6)		□ 有 □ 無			
[注 1～注 6 同左]					
[新設]					
[新設]					
別表第七の一号 (第65条第 1 項関係)					

第 1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注 1 略〕

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
整 行 済 株 式 (A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	完全議決権株式		
	相互保有株式(E)		
	特定外国株式等(F)		
	その他(G)		
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考		1 単元の株式数	

〔注 1〕 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。

〔注 2〕 (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

〔注 3〕 (B)の欄には、会社法第108条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第 1 項に定める、単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。) を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

〔注 4〕 (C)の欄には、会社法第108条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

〔注 5〕 (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。) のうち、会社法第308条第 2 項の規定により議決権を有しない株式 (以下この別表において「自己保有株式」という。) の総数を記載すること。

〔注 6〕 (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第 1 項及び会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) 第67条第 1 項に定める、株式会社が株主の登

第 1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注 1 同左〕

注 2 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

〔新設〕

営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

(注 7) ①の欄は、法第116条第 1 項又は第 2 項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同条第 3 項の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

(注 8) ⑥の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注 9) ⑩の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) ⑪の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) ⑪を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウにおいて同じ。）。

イ. 主たる出資者及び議決権の数

氏 名 又 は 名 称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備 考
-------------	-----	-----	----------------------	-----

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の 1 以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注 2) 設立中の法人又は団体にあつては、（注 1）によるほか、発起人全員について記載すること。

〔（注 3） 略〕

(注 4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注 6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何（株）（代）専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注 7） 略〕

〔（注 7） 略〕

エ. 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏 名 又 は 名 称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率 %	備 考
---------------------	-----	-----	-----------------------	-----

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の 1 以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。））、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注 2) 設立中の法人にあつては、（注 1）によるほか、発起人全員について記載すること。

〔（注 3） 同左〕

(注 4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注 6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何（株）（代）専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注 7） 同左〕

エ. 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は 名称	住所	職業	総議決 権に対 する比 率	当該出資 者の議決 権を有す る外国人 等の氏名 又は名称	外国人等 が当該出 資者に占 める議決 権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計			外国人等の間接に占める議決権の比率の計	
			%			%	
合 計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計			%	

(注1) 外国人等とは、法第98条第1項第7号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに第62条第4項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注4)から(注6)までに準じて記載すること。

(注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

(7) 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合、それぞれの比率を記載すること。

(4) 第63条第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者

外資議決権比率に関する事項

申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	①／議決権の総数 (%) (E)	日本法人の議決権を有する 外国法人等		②の比率 (%) (H)	$\frac{(E) \times (1 - (G))}{(1)}$	日本の国籍の 確認方法	備考
							氏名又は名称 (F)	議決権の総数に対する比率 (%) (G)				
日本の国籍を有する者	(1)											
日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者											
	(K)											
日本法人	議決権の総数の10分の1未満											

の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(4) 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、アの(注7)(7)、(4)及びロに準じて記載すること。また、第63条第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

(注7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

[新設]

	ついて記載すること。
(注10)	<u>(1)の欄は、1から(6)の比率を減じて計算した比率に(5)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。</u>
(7)	<u>(6)の比率が2分の1を超える場合は、(1)に0と記載すること。</u>
(4)	<u>一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(6)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(5)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。</u>
(注11)	<u>(5)及び(6)から(1)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。</u>
(注12)	<u>備考の欄は、イの(注7)(7)、(4)及び(5)に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。</u>
(注13)	<u>²(1)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。</u>
(注14)	<u>(5)及び(6)の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びびハに掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。</u>
(注15)	<u>(4)及び(5)を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。</u>

(1) 申請者が上場会社等である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D) (%)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率 (%)	(E)×(G) (%)	備考
						氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%)			
外資系日本法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者									
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計者) (J)									
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者									
合計										

(注1)

外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2)

(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3)

(B)から(D)までの欄は、(7)の(注5)から(注8)までに準じて記載すること。

(注4)

(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(7)

申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について

記載すること。

(4) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注5) (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(H)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(H)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(H)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注6) (H)及び(G)から(I)までの欄は、(7)の(注11)に準じて記載すること。

(注7) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(4)及び(4)に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注8) (1)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

〔4〕・〔5〕 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無		日本の国籍の有無	備考
					☐ 有	☐ 無	☐ 有	☐ 無

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 〔略〕

(注4) 〔略〕

〔4〕・〔5〕 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

〔新設〕

〔新設〕

(注1) 〔同左〕

(注2) 〔同左〕

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

(注6) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注7) [略]

(注8) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7)～(15) 略]

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

[表略]

[注1 略]

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の口には、注1の表の区分に従って該当する事項に1印を付けること。

(1)・(2) 略]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること(ア及びビウ)は認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限って記載すること。)

ア 議決権の総数

区 分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	完全議決権株式		
	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考		1単元の株式数	

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

[新設]

(注4) [同左]

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7)～(15) 同左]

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

[表同左]

[注1 同左]

注2 [同左]

(1)・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備 考
氏名又は名称				
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注 4) (ロ)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注 5) (ロ)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

(注 6) (ロ)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

(注 7) (ロ)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。

(注 8) (ロ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注 9) (ロ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (ロ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (ロ)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウにおいて同じ。）。

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率（％）	備考
--------	----	----	---------------------	----

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注 2) 設立中の法人又は団体にあつては、（注 1）によるほか、発起人全員について記載すること。

(注 3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注 7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (ロ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (ハ) 出資の予定のものについてはその旨

(注 3) ①から⑤までの欄は、⑦の (注 4) から (注 7) までに準じて記載すること。

(注 4) 備考の欄は、イの (注 7) ⑦、④及び⑤に準じて記載すること。

(注 5) ⑧の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注 6) ⑩及び⑪を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

〔4〕・〔5〕 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職 特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

(注 1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注 2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

(注 3) 〔略〕

(注 4) 〔略〕

(注 5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを (注 4) に準じて記載すること。

(注 6) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること (認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

(注 7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
〔⑦～⑨〕 略〕
〔削る〕

(注 8) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること (特定役員が日本の国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

〔4〕・〔5〕 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

〔新設〕

〔新設〕

(注 1) 〔同左〕

(注 2) 〔同左〕

(注 3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを (注 2) に準じて記載すること。

〔新設〕

(注 4) 〔同左〕

〔⑦～⑨〕 同左〕

(注 5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔7〕～〔15〕 略〕

別表第七の三号（第65条第1項関係）

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔(1)・(2) 略〕

〔3〕 別紙〔3〕は、次の様式により記載すること（ア及びビウは認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限って記載すること。）。

ア 議決権の総数

区 分		株式数（株）	議決権の数（個）
発行済株式式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
	単元未満株式(H)		
総数(I)			
備考	1 単元の株式数		

〔注1〕 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。

〔注2〕 Aの欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

〔注3〕 Bの欄には、会社法第108条第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まない。

〔注4〕 Cの欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれる。

〔注5〕 Dの欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自

〔7〕～〔15〕 同左〕

別表第七の三号（第65条第1項関係）

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

〔3〕 別紙〔3〕は、次の様式により記載すること。

ふ り が な	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率 %	備 考
氏名又は名称				

〔注1〕 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定数に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

〔注2〕 設立中の法人にあつては、〔注1〕によるほか、発起人全員について記載すること。

〔注3〕 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

〔注4〕 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

〔注5〕 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

〔注6〕 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何職（何専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔注7〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- 類
- (イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
 - (ロ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (ハ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (ニ) 出資の予定のものについてはその旨

「己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (ⅱ)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。))について、総数を記載すること。

(注7) (ⅲ)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。

(注8) (ⅳ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (ⅳ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (ⅳ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (ⅳ)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考
--------	----	----	---------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

① 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

② 発起人又は発起人代表であるときはその旨

③ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

④ 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	①ノ議決権の総数 (E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者 (F)								
日本法人 (G)								
合 計								

(注 1) 上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第 87 条で定める株式を発行している会社をいう（(4)において同じ。）。

(注 2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること（(4)において同じ。）。

(注 3) (A)の欄は、イの（注 5）に準じて記載すること。

(注 4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

(注 5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注 6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの①(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

(注 7) (E)の欄は、アの①に記載した議決権の総数に対するウの⑦の①の比率を記載すること。この場合において、小数点第 3 位を四捨五入とし小数点第 2 位

まで記載すること。

(注 8) 備考の欄は、イの (注 7) (7)、(4) 及び(5)に準じて記載すること。

(注 9) (ii)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第 1 項第 7 号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注10) (iii)の欄は、法第93条第 1 項第 7 号ロ及び(4)に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注11) (iv)及び(v)の欄は、(v)を合算した比率が5分の 4 を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。

(注12) (c)及び(d)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4) 申請者が上場会社等である場合

区 分	氏 名 又 は 名 称	住 所 (A)	法 人 登 号 (B)	株 式 数 (C)	議 決 権 の 数 (D)	(D) / 議 決 権 の 総 数 (%) (E)	備 考
	議決権の総数の1000分の 1 以上を占める者						
	議決権の総数の1000分の 1 未満を占める者の合計 (計 者) (F)						
合 計							

(注 1) 外国法人等とは、法第93条第 1 項第 7 号イからハまでに掲げる者をいう。

(注 2) (A)の欄は、イの (注 5) に準じて記載すること。

(注 3) (B)から(E)までの欄は、(7)の (注 4) から (注 7) までに準じて記載すること。

(注 4) 備考の欄は、イの (注 7) (7)、(4) 及び(5)に準じて記載すること。

(注 5) (ii)の欄は、議決権の総数の1000分の 1 未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注 6) (c)及び(d)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

〔4〕・〔5〕 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	特定役員への該当の有無		日本の国籍の有無	備 考
					☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		

〔注 1〕 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

〔注 2〕 特定役員とは、表現の自由享有基準第 2 条第 13 号に規定する業務執行役員及び同条第 14 号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が 3 分の 1 を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

〔注 3〕 〔略〕

〔注 4〕 〔略〕

〔注 5〕 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを 〔注 4〕 に準じて記載すること。

〔注 6〕 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること（認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。）。

〔注 7〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔7〕～〔9〕 略〕

〔削る〕

〔注 8〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること（特定役員が日本の国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。）。

〔7〕～〔14〕 略〕

別表第二十号（第 78 条第 1 項関係）

第 1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

〔4〕・〔5〕 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	備 考

〔新設〕

〔新設〕

〔注 1〕 〔同左〕

〔注 2〕 〔同左〕

〔注 3〕 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを 〔注 2〕 に準じて記載すること。

〔新設〕

〔注 4〕 〔同左〕

〔7〕～〔9〕 同左〕

〔注 5〕 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第 2 条第 13 号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

〔注 5〕 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔7〕～〔14〕 同左〕

別表第二十号（第 78 条第 1 項関係）

第 1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1～6 略]

7 別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項（法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行うおうとする場合にあつては、同号ホを除く。）

欠 格 事 由 の有無	国籍等（法第93条第1項第7号イからハまで）	☐ 有	☐ 無
	特定役員（同号ニ）	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合（同号ニ及びホ）	☐ 有	☐ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	☐ 有	☐ 無

〔第2 略〕

別表第二十一号（第79条第1項関係）
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号
住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1～5 略]

(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1～6 同左]

7 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項（申請者が法第93条第1項第7号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

〔第2 同左〕

別表第二十一号（第79条第1項関係）
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号
住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1～5 同左]

6 別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

7 欠格事由に関する事項（法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行うおうとする場合にあつては、同号ホを除く。）

欠格事由の有無	国籍等（法第93条第1項第7号イからハまで）	☐ 有	☐ 無
	特定役員（同号ニ）	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合（同号ニ及びホ）	☐ 有	☐ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	☐ 有	☐ 無

〔注1～注3 略〕

〔第2 略〕

別表第二十一号の三（第91条の2第2項関係）

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率（%）	備考
--------	----	----	---------------------	----

〔注1〕 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

〔（注2） 略〕

〔注3〕 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

〔注4〕 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

〔注5〕 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何（株）（代）専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注6） 略〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
------	----	----	------	----	-------------	----

6 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

7 欠格事由に関する事項（申請者が法第93条第1項第7号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

〔注1～注3 同左〕

〔第2 同左〕

別表第二十一号の三（第91条の2第2項関係）

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率	備考
氏名又は名称			%	

〔注1〕 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

〔（注2） 同左〕

〔注3〕 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

〔注4〕 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

〔注5〕 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何（株）（代）専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注6） 同左〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	兼職	備考
------	----	----	------	----	----

欠格事由の有無 (注1)	議決権の割合 (同号イ及びロ) (注3)	☐ 有	☐ 無
	処分歴等 (同号ハからヌまで)	☐ 有	☐ 無

〔(注1) 略〕

〔注2〕 7の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

〔注3〕 6③の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

〔注4〕 [略]

〔2～5 略〕

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 議決権の総数		株式数 (株)	議決権の数 (個)
区 分			
発行済株式	無議決権株式(A)		
	議決権制限株式(B)		
	自己保有株式(C)		
	完全議決権株式		
	相互保有株式(D)		
	特定外国株式等(E)		
	その他(F)		
単元未満株式(G)			
総数(H)			
備考			
1 単元の株式数			

〔注1〕 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

〔注2〕 (A)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

〔注3〕 (D)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

〔注4〕 (C)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

〔注5〕 (D)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相

欠格事由の有無 (注1)	☐ 有	☐ 無
--------------	----------------------------	----------------------------

〔(注1) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔注2〕 [同左]

〔2～5 同左〕

6 主たる出資者及び議決権の数

〔新設〕

互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注6) (ⅱ)の欄は、法第161条第1項又は同条第2項において準用する法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式、法第161条第2項において準用する法第116条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式及び法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注7) (ⅲ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注8) (ⅳ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注9) (ⅳ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注10) (ⅳ)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注11) 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ⅲ)において同じ。)

2 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株主に関する事項	備考
--------	----	----	------------------------	-----------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数

【(注2) ・ (注3) 略】

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を

1 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株主に関する事項	備考
氏名又は名称					

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 議決権制限株式の数

【(注2) ・ (注3) 同左】

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員につ

、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注 7）略〕

（注 8） 議決権の取扱いは、次のア及びビイに定めるところにより計算し、記載すること。

〔ア 略〕

イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等（株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

〔割る〕

いては役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

〔（注 7） 同左〕

（注 8） 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

2) 外国人等の占める議決権の数									
ふりがな	氏名又は 名称	住所	職業	総議決 権に対 する比 率	当該議決 権を有 する外 国人等 又は名 称	外国人等 が当該 出資者 に占め る議決 権の比 率	当該外国 人等が 申請対 象会社 に占め る議決 権の比 率	備考	
外国人等の直接に占める 議決権のうち1000分の1 未満の比率のもの計				%					
計				外国人 等の直 接に占 める議 決権の 比率の 計			外国人等 の間接に占 める議決権 の比率の計		
合 計				%			%		

（注 1） 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに第185条第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

（注 2） 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注6までに準じて記載すること。

（注 3） 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のものの比率は、合算して記載すること。

（注 4） 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会

社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合、それぞれの比率を記載すること。

イ 第185条第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であっても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

[新設]

(3) 外資議決権比率に関する事項
ア 申請対象会社が上場会社等以外である場合

備考	日本の国籍の確認方法	× (Ⅰ - Ⅵ) (%) (1)	Ⅱの比率 (Ⅳ)	議決権を有する		Ⅱノ議決権の総数 (%) (Ⅴ)	株式数 (Ⅲ)	法人番号 (Ⅱ)	住所 (Ⅰ)	氏名又は名称	区分
				日本法人の議決権を有する外国法人等	日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%) (Ⅶ)						
				(Ⅷ)							
											日本の国籍を有する者 (1)
											日本議決権の総数の10分の1以

- (7) (6)の比率が2分の1を超える場合は、(1)に0と記載すること。
- (4) 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(6)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(6)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。
- (注9) (5)及び(6)から(1)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
- (注10) 備考の欄は、(2)の(注7)ア及びビに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。
- (注11) (1)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第159条第2項第5号イ(2)に掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注12) (6)及び(1)の欄は、法第159条第2項第5号イ(2)及び(3)に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注13) (5)及び(6)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 申請対象会社が上場会社等である場合

区 分	氏名又は名称	住所	法人番号	株式数	議決権の数	議決権の総数	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		の比率	×	備考
							氏名又は名称	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率			
							(5)	(6)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者										
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計										
	(計 者)										
	(1)										

して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「（計 者）」に記載すること。

（注 9） (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職 特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

（注 1） 特定役員とは、表現の自由章有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注 2） 【略】

（注 3） 【略】

（注 4） 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注 3）に準じて記載すること。

（注 5） 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注 6） 【略】

（注 7） 役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

（別紙）

【 1 ～ 3 略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別表第六十四号（第198条関係）

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）

氏 名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第160条第2号の規定により届け出ます。

記

【 1 ・ 2 略】

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

【新設】

（注 1） 【同左】

（注 2） 【同左】

（注 3） 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを注 2 に準じて記載すること。

【新設】

（注 4） 【同左】

（注 5） 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 【同左】

（別紙）

【 1 ～ 3 同左】

注 【同左】

別表第六十四号（第198条関係）

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）

氏 名 （法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第160条第2号の規定により届け出ます。

記

【 1 ・ 2 同左】

注 1 別表第六十号を用いて、変更事項について変更後の現状及び変更箇所が分かるよう記載したものを添付すること。

〔注 2・注 3 略〕

別表第六十五号（第208条第 1 項関係）
第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送法第165条第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

〔1～7 略〕

8 欠格事由に関する事項（法第159条第 2 項第 5 号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にし印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

欠格事由の有無	特定役員（法第159条第 2 項第 5 号イ）	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合（同号イ及びロ）	☐ 有	☐ 無
	処分歴等（同号ハからヌまで）	☐ 有	☐ 無

〔注 1～注 3 略〕

〔第 2 略〕

別表第六十六号（第209条第 1 項関係）
第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

〔注 2・注 3 同左〕

別表第六十五号（第208条第 1 項関係）
第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送法第165条第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

〔1～7 同左〕

8 欠格事由に関する事項（法第159条第 2 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

〔注 1～注 3 同左〕

〔第 2 同左〕

別表第六十六号（第209条第 1 項関係）
第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名
（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

〔1～6 略〕

7 欠格事由に関する事項（法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にし印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

欠格事由の有無	特定役員（法第159条第2項第5号イ）	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合（同号イ及びロ）	☐ 有	☐ 無
	処分歴等（同号ハからヌまで）	☐ 有	☐ 無

〔注1～注3 略〕

〔第2 略〕

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

〔1～6 同左〕

7 欠格事由に関する事項（法第159条第2項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

〔注1～注3 同左〕

〔第2 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 窓		送 出 窓	
別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）		別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
無線局免許（再免許）申請書		無線局免許（再免許）申請書	
年 月 日		年 月 日	
総務大臣 殿（注1）		総務大臣 殿（注1）	
収入印紙貼付欄 (注2)		収入印紙貼付欄 (注2)	
☐電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。 (注3)		☐電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。 (注3)	
記（注4）		記（注4）	
[1 略]			
2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）			
開設しようとする無線局		無線局の種類（法第5条第2項各号）	
外国性の有無		国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	
		代表者及び役員の割合（同項第4号）	
		議決権の割合（同号）	
相対的欠格事由		処分歴等（同条第3項）	
		国籍等（同条第4項第1号）	
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由		処分歴等（同号）	
		特定役員（同項第2号）	
		議決権の割合（同項第2号及び第3号）	
		役員の処分歴等（同項第4号）	
		☐ 該当 ☐ 該当しない ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	
[3・4 略]			
5 申請の内容に関する連絡先			
[表略]			
[注 1 ～ 5 略]			

送 出 窓		送 出 窓	
別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）		別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	
無線局免許（再免許）申請書		無線局免許（再免許）申請書	
年 月 日		年 月 日	
総務大臣 殿（注1）		総務大臣 殿（注1）	
収入印紙貼付欄 (注2)		収入印紙貼付欄 (注2)	
☐電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。 (注3)		☐電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 ☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。 (注3)	
記（注4）		記（注4）	
[1 同左]			
2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）			
☐有 ☐無		☐有 ☐無	
[3・4 同左]			
5 [同左]			
[表同左]			
[注 1 ～ 5 同左]			

6 2の欄は、次によること。

(1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については、外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

(2) 外国性の有無の欄に記載をした場合は、議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）。

〔7～12 略〕

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔1枚目～6枚目 略〕

〔注1～22 略〕

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別業として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

〔表略〕

〔(1)・(2) 略〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 議決権の総数		
発行済株式	区 分	株式数（株）
	無議決権株式(B)	議決権の数（個）
議決権株式	議決権制限株式(C)	
	自己保有株式(D)	
	相互保有株式(E)	
	完全議決権株式	
	特定外国株式等(F)	
単元未満株式(H)	その他(G)	
総数(I)		

6 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

〔7～12 同左〕

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔1枚目～6枚目 同左〕

〔注1～22 同左〕

23 〔同左〕

〔表同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに、外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

〔新設〕

備考	1 単元の株式数	
(注 1)	最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。	
(注 2)	(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。	
(注 3)	(B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。	
(注 4)	(C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。	
(注 5)	(D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。	
(注 6)	(E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。	
(注 7)	(F)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第116条第2項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第1項又は同条第2項）の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同法第125条第2項において準用する同法第116条第4項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第4項）の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。	
(注 8)	(G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。	
(注 9)	(H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。	
(注 10)	(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。	
(注 11)	(I)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。	
(注 12)	法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウにおいて同じ。）。	

イ 主たる出資者及び議決権の数				
氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備 考
(注 1) <u>議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者</u>（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。 (注 2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注 1) によるほか、発起人全員について記載すること。 (注 3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。 (注 4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。 (注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、<u>法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。</u> (注 6) 職業の欄は、<u>法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何俚(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。</u> 〔(注 7) 略〕				

エ 主たる出資者及び議決権の数				
フリガナ 氏名又は名称	住 所	職 業	総議決権に対する比率 %	備 考
(注 1) <u>総議決権に対する比率が100分の1以上の者</u>（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。））、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。 (注 2) 設立中の法人にあつては、(注 1) によるほか、発起人全員について記載すること。 (注 3) 増資その他の理由により、将来において、<u>総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。</u> (注 4) 法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。 (注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、<u>法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。</u> (注 6) 職業の欄は、<u>法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何俚(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。</u> 〔(注 7) 同左〕				

[削る]

外国人等の占める議決権の数							
フリガナ	住所	職業	総議決権に対する比率	当該出資者の議決権を有する外国人等の氏名又は名称	外国人等が当該出資者に占める議決権の比率	当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率	備考
氏名又は名称							
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計 %			外国人等の間接に占める議決権の比率の計 %	
合 計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率合計の %				

- (注1) 外国人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者及び同条第4項第3号ロに掲げる者並びに施行規則第6条の3の2第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項及び第6項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。
- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注4)から(注6)に準じて記載すること。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
- (7) 当該出資者に2以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- (4) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する2以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載

[illegible]

<u>権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。</u>	
(注10)	<u>(1)の欄は、1から(6)の比率を減じて計算した比率に(5)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。</u>
(7)	<u>(6)の比率が2分の1を超える場合は、(1)に0と記載すること。</u>
(4)	<u>一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(6)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(5)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。</u>
(注11)	<u>(5)及び(6)から(1)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。</u>
(注12)	<u>備考の欄は、4の(注7)(7)、(4)及び(5)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。</u>
(注13)	<u>(1)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。</u>
(注14)	<u>(6)及び(1)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。</u>
(注15)	<u>(c)及び(d)を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。</u>

(4) 申請者が上場会社等である場合

備考	⑤×③ (%) (1)	⑤の比率 (%) (4)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		⑥ (%) (3)	①／議決権の総数 (%) (5)	議決権の数 (個) (4)	株式数 (株) (2)	法人番号 (国)	住所 (A)	氏名又は名称	区分
			外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%) (3)	氏名又は名称 (国) (2)								
												外国法人等
												議決権の総数の1000分の1以上を占める者
												議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (1)
												外資系日本法人
												議決権の総数の10分の1以上を占める者
												合計

(注1) 外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(注5)から(注8)までに準じて記載すること。

(注4) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(4) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を

有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。 (注5) <u>①の欄は、⑤の比率に⑥の比率を乗じて計算した比率を記載すること。</u> (注7) <u>⑥の比率が2分の1を超える場合は、⑤の比率に⑥の比率を乗ずることなく、⑤の比率をそのまま①の欄に記載すること。</u> (注11) <u>外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、⑤の比率に⑥の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、⑤の比率に⑥の比率を合算した比率を乗ずることなく、⑤の比率をそのまま①の欄に記載すること。</u> (注6) <u>⑤及び⑥から⑪までの欄は、⑦の(注11)に準じて記載すること。</u> (注7) <u>備考の欄は、イの(注7)⑦、④及び⑤に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて⑥の比率の確認方法を記載すること。</u> (注8) <u>⑪の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。</u> (注9) <u>⑥及び⑩を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。</u>		(4) 別紙(4)は次の様式により記載すること。 (注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。 ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名称が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。 イ～エ 略 〔(注2)・(注3) 略〕 (5) 略 (6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。
---	--	---

(4) 〔同左〕 〔表同左〕 (注1) 〔同左〕		ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名称が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。 イ～エ 同左 〔(注2)・(注3) 同左〕 (5) 同左 (6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。
---	--	--

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備 考
-------------	-----	-----	---------	-----	-------------	----------	-----

〔注1〕 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

〔注2〕 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

〔注3〕 〔略〕

〔注4〕 〔略〕

〔注5〕 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを〔注4〕に準じて記載すること。

〔注6〕 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

〔注7〕 〔略〕

〔注8〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔7〕～〔18〕 略〕

〔24～32 略〕

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

〔1枚目～3枚目 略〕

〔注1～38 略〕

39 38の欄の（別紙）は、次によること。

〔1）・（2） 略〕

〔3〕 別紙〔3〕は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	担 当 部 門	兼 職	備 考
-------------	-----	-----	---------	-----	-----

〔新設〕

〔新設〕

〔注1〕 〔同左〕

〔注2〕 〔同左〕

〔注3〕 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを〔注2〕に準じて記載すること。

〔新設〕

〔注4〕 〔同左〕

〔注5〕 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔7〕～〔18〕 同左〕

〔24～32 同左〕

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

〔1枚目～3枚目 同左〕

〔注1～38 同左〕

39 38の欄の（別紙）は、次によること。

〔1）・（2） 同左〕

〔3〕 別紙〔3〕は、次の様式により記載すること。

議決権の総数			
区 分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	完全議決権株式		
	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考	1 単元の株式数		
(注 1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。			
(注 2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。			
(注 3) (B)の欄には、会社法第108条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第 1 項に定める単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。) を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。			
(注 4) (C)の欄には、会社法第108条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。			
(注 5) (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。) のうち、会社法第308条第 2 項の規定により議決権を有しない株式 (以下この別表において「自己保有株式」という。) の総数を記載すること。			
(注 6) (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第 1 項及び会社法施行規則第67条第 1 項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において「相互保有株式」という。) について、総数を記載すること。			
(注 7) (F)の欄は、放送法第125条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第116条第 2 項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式 (以下この別表において「特定外国株式」という。) の数を記載すること。			
(注 8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。			

フリガナ	住 所	職 業	総議決権に対する比率	備考
氏名又は名称			%	

- (注 1) 総議決権に対する比率が100分の 1 以上の者 (株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。
- (注 2) 設立中の法人にあつては、(注 1) によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注 3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の 1 以上となる場合は、それについて併せて記載すること。
- (注 4) 法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。
- (注 5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注 6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)専務 (常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注 7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類
- イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- エ 出資予定のものについてはその旨

(注 9) (注9)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (注10)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (注11)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) (注12)法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウ)において同じ。)

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考
--------	----	----	----------------------	----

(注 1) (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。)) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注 2) (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1) によるほか、発起人全員について記載すること。

(注 3) (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注 4) (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注 5) (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注 6) (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(例)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 7) (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(イ) (イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(ロ) (ロ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ハ) (ハ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ニ) (ニ) 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(イ) (イ) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	①／議決権の総数 (%) (E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者 (F)								
日本法人 (G)								
合 計								
(注 1)	上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第 128 条で定める株式を発行している会社をいう（(ハ)において同じ。）。							
(注 2)	申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること（(ハ)において同じ。）。							
(注 3)	①A)の欄は、イの（注 5）に準じて記載すること。							
(注 4)	②B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。							
(注 5)	③C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。							
(注 6)	④D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、③から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの④の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。							
(注 7)	⑤E)の欄は、アの①に記載した議決権の総数に対するウの⑦の⑩の比率を記載すること。この場合において、小数点第 3 位を四捨五入とし小数点第 2 位まで記載すること。							
(注 8)	備考の欄は、イの（注 7）(7)、(ハ)及び(ロ)に準じて記載すること。							
(注 9)	⑥F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当しない者を記載すること。							
(注 10)	⑦G)の欄は、法第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者に該当しない法人又は団体（地方公共団体を含む。）を記載すること。							
(注 11)	⑧F)及び⑨G)の欄は、⑥を合算した比率が 3 分の 2 を上回るまで記載すれば足							

り、それ以上については記載を要しない。

(注12) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4) 申請者が上場会社等である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	①／議決権の総数 (E)	備考
	議決権の総数の1000分の1以上を占める者						
外国法人等	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計者)						
	(F)						
合計							

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(F)の(注4)から(注7)までに準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、イの(注7) (F)、(I)及び(B)に準じて記載すること。

(注5) (E)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注6) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	日本の国籍の有無	備考
氏名					☐ 有 ☐ 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

〔新設〕

合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を読み受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

(注2)

記

[1・2 略]

3. 電波法第5条に規定する欠格事由。(注5)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	☐ 該当 ☐ 該当しない
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同号)	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☐ 無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等(同条第4項第1号)	☐ 有 ☐ 無
	処分歴等(同号)	☐ 有 ☐ 無
	特定役員(同項第2号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)	☐ 有 ☐ 無
	役員の処分歴等(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無

[4・5 略]

6 申請(届出)の内容に関する連絡先

[表略]

[注1～4 略]

5 3の欄は、次によること。

(1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。)をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局についてはは外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

(2) 外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

[6～9 略]

合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を読み受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

(注2)

記

[1・2 同左]

3 電波法第5条に規定する欠格事由(注5)

☐ 有 ☐ 無

[4・5 同左]

6 [同左]

[表同左]

[注1～4 同左]

5 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

[6～9 同左]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）

記

〔1・2 略〕

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由。（注4）

外国性の有無 （移動受信用地上 基幹放送に係る 特定基地局の 開設計画の認定 申請に限る）	国籍等（法第5条第1項第1号から第3号まで）	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合（同号）	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☐ 無

〔4・5 略〕

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

〔表略〕

〔注1～3 略〕

4 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。なお、外国性の有無の欄に記載した場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を記する書面を添付すること。

〔5～8 略〕

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

別表第五号の二 認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

認定計画承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）

記

〔1・2 同左〕

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由（注4）

☐ 有	☐ 無
----------------------------	----------------------------

〔4・5 同左〕

6 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

4 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。

〔5～8 同左〕

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書及び開設計画の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

(注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

【1・2 略】

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由。(注3)

外国性の有無 (移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る)	国籍等 (法第5条第1項第1号から第3号まで)	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合 (同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合 (同号)	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	☐ 有 ☐ 無

【注1～4 略】

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式 (第25条の4第3項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

【1～13 略】

【注1～8 略】

9 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(3)から(7)まで、並びに別表第二号第5の38の欄のうち、別紙(3)及び(4)について記載すること。

【10～14 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

(注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

【1・2 同左】

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由 (注3)

☐有 ☐無

【注1～4 同左】

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式 (第25条の4第3項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

【1～13 同左】

【注1～8 同左】

9 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(3)から(7)までについて記載すること。

【10～14 同左】

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に放送法第一百五十九条第三項の規定により認定放送持株会社の認定の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新規則」という。）別表第六十号（新規則第百八十八条第四号及び第五号に掲げる事項に限る。）を総務大臣に提出しなければならない。

2 この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により基幹放送局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日以後速やかに、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項の事業計画（同項第四号及び第七号に掲げる事項に限る。）及び別表第一号を総務大臣に提出しなければならない。

第三条 第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局に係るものに限る。）により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、使用することができ。この場合、第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して使用するものとする。